

(社)兵庫県薬剤師会

まちかど相談薬局 実施要綱

〈趣 旨〉

健康相談・介護福祉に関する相談を積極的に受け、地域の健康向上、介護支援に貢献する。

〈目 的〉

健康・介護の視点から、地域の「暮らし」「生活環境」の向上を支援する薬局を地域に拡充する事を目的とする。

〈事業内容〉

趣旨遂行の為、以下に掲げる事業をまちかど相談薬局は、可能な限り取り組むこと。

- ・ 薬・健康相談
- ・ 医薬品の供給
- ・ 介護・福祉に関する相談、応需
- ・ 禁煙指導
- ・ 子育て支援、母親向けのこどもの服薬指導(ママサポート事業)授乳室または授乳スペースの提供(おっぱいルーム)
- ・ 薬・健康に関する講演会、講師の派遣(出前トーク)

〈登 録〉

登録は手挙げ方式とし、希望する事業者は所定の申請書に、支部長の承諾を得たのち、兵庫県薬剤師会へ提出すること。

認定は、適宜、まちかど相談薬局認定委員会で行なう。

〈その他〉

兵庫県薬剤師会はまちかど相談薬局の事業推進に努める。

看板を紛失・破損した際には、兵庫県薬剤師会に申し出をすれば、再度授与される。変更のあった場合は、必ず県薬へ申し出をすること、開設者変更、近距離移転などを伴う変更の場合には、再度申請する。

更新制ではない。

登録取り下げの場合は、支部を通して県薬へ申し出ること。

附則 本実施要綱は、平成 23 年 12 月 1 日より施行する。